

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の県道唐津港線の項中「妙見町七一八一番二三」を「海岸通七一八二番一四」に改め、同表の県道妙見満島線の項を削り、同表の市道酒井西真木線の項中「字赤井出」を「字赤井手」に改め、同項の次に次のように加える。

市道貨物駅線	鳥栖市桜町字丸尾一三九九番八から鳥栖市桜町字丸尾一三九八番三まで
--------	----------------------------------

別表第一の三の市道東唐津久里線の項の次に次のように加える。

市道妙見満島線	唐津市海岸通七一八二番一七〇から唐津市東唐津四丁目三六番一まで
---------	---------------------------------

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。